

大和川における落書き対策について

前納 智幸

近畿地方整備局 淀川河川事務所 河川公園課 (〒573-1191 大阪府枚方市新町2-2-10)

大和川は、大阪、奈良の市街地を流下する都市河川であり、河川公園等の整備も進み、非常に親水性が高く、散歩、サイクリング、野球やサッカーなど老若男女を問わず、広く流域の住民の利用に供されており、流域住民による清掃活動等も盛んである。

また、水質についても近年顕著な改善傾向にあり、環境改善への気運が非常に高まっているが、河川内の橋脚等になされた不法な落書きは単に景観上の問題のみならず、好転しつつある河川環境に悪影響を及ぼしかねないと危惧される。そこで、大和川河川事務所における不法な落書きへの取組について紹介する。

キーワード 不法行為対策、啓発、関係機関連携

1. 大和川の概要

(1) 大和川の概要

大和川は、笠置山地を源にし、佐保川、曾我川、竜田川等の奈良盆地の水を集め、奈良県と大阪府の境にある亀の瀬の溪谷部を経て、大阪平野に入り、石川、西除川等を合わせ、大阪湾に注いでいる。

(2) 大和川の河川環境

大和川においては、高度経済成長期の地域開発に伴う人口増加と下水道整備の遅れにより、1960年代（昭和40年台前半）より水質が急激に悪化し、BOD75%値が環境基準値を大きく超過する状態が続いていた。

そのため、1994年（平成6年）に水環境緊急改善行動計画「清流ルネッサンス21」、2002年（平成14年）には第2期水環境緊急改善行動計画「清流ルネッサンスII」を策定した。

さらに、2005年（平成17年）には国土交通省、奈良県、大阪府及び流域内市町村からなる大和川水環境協議会を発足させ、2006年（平成18年）には大和川の水環境の再生を加速させるために、「Cプロジェクト計画2006」を策定した。流域住民や国土交通省、奈良県、大阪府及び流域内市町村が連携し、水環境の再生に向けた取組を実施した結果、2010年度（平成22年度）の水質調査では大和川の観測史上

(単位:mg/L)

	平成18年		平成19年		平成20年		平成21年		平成22年	
順位	河川名	BOD平均値	河川名	BOD平均値	河川名	BOD平均値	河川名	BOD平均値	河川名	BOD平均値
1	大和川	4.7	大和川	4.7	綾瀬川	3.9	綾瀬川	3.7	綾瀬川	3.7
2	綾瀬川	4.6	綾瀬川	4.2	大和川	3.7	中川	3.2	猪名川	3.3
3	鶴見川	4.3	中川	3.8	猪名川	3.6	大和川	3.2	中川	3.1
4	中川	4.2	鶴見川	3.6	中川	3.6	猪名川	3.1	大和川	2.8
5	猪名川	3.4	猪名川	3.3	鶴見川	3.2	鶴見川	2.7	鶴見川	2.7

表-1 全国一級河川水質現況（ワースト）

もっともきれいな値を記録し、全国1級河川の水質ランキングにおいても、初めてワースト3を脱することができた。

河川環境面においては、野焼き、へい獣（写真-1）、大規模な不法占用、不法耕作、産業廃棄物の不法投棄など極めて劣悪な状況であったが、1990年（平成2年）の行政代執行、大和川環境整備連絡協議会に代表されるように流域市町村、警察等と連携した継続的な取組により、現在では大規模で極めて悪質なものは姿を消した。



写真-1 へい獣



写真-2 橋脚になされた落書き

(3) 大和川の問題点

近年では、かつての大規模な不法占用、極めて悪質な不法投棄等はほぼ解消し、河川環境が大幅に改善されたことにより河川の利用者数も増加しているが、依然として、ラジコン、ゴルフ等の迷惑行為、小規模な不法耕作、家電リサイクル法の施行に伴う家電ごみの不法投棄、ペットボトルやビニールなど広範囲に散在した生活ゴミ、橋脚や公園の遊具等への落書きが問題となっている。

特に、橋脚や公園の遊具等へなされた不法な落書きは、大型でけばけばしいものが多く、非常に目を引くものである。以前はそれほど意識されていなかったが、一部の河川利用者から苦情という形で、問題提起がなされ始めた。本来落書きは財産権に基づき橋梁や、公園の管理者により対処されるべきものであるが、河川は占用物なども含めた「空間」によりその環境が形成されている面があり、単に景観上の問題にとどまらない。近年の好転しつつある河川環境に対して、一つの落書きが、一個のポイ捨てが多くの不法投棄を招く「割れ窓理論」による連鎖的な負の影響を及ぼしかねないと危惧されるため、河川管理者として関係機関と積極的に連携し不法な落書きの是正を目指すものである。



写真-3 橋脚になされた落書き2

そこで、得られたデータを元に、定期的な河川巡視や河川愛護モニターから得られるデータを整備し、データベース「大和川河川事務所落書きリスト（表-2、表-3）」、啓発用の「大和川落書きマップ」（図-1）を作成した。

大和川河川事務所 落書きリスト

番号	位置	位置・橋脚	名称	距離	写真No
1	左岸	新神宮通海岸線下流天保	新止り	0.6m	1-2
2	左岸	新神宮通海岸線下流	新止り	1.0m	2-7
3	左岸	新神宮通海岸線下流	橋脚	2.6m + 5.2m	1-9
4	左岸	新神宮通海岸線下流	橋脚・橋脚	2.6m + 7.0m	10-12
5	左岸	新神宮通海岸線下流	橋脚・橋脚	2.6m + 6.0m	13-15
6	左岸	新神宮通海岸線下流	橋脚・橋脚	4.2m + 1.0m	16-18
7	左岸	新神宮通海岸線下流	橋脚	4.6m + 3.2m	19-21
8	左岸	新神宮通海岸線下流	橋脚	4.6m + 6.0m	4-5
9	左岸	新神宮通海岸線下流	橋脚	5.6m	22-24
10	左岸	新神宮通海岸線下流	橋脚	5.6m + 7.0m	24-25
11	左岸	新神宮通海岸線下流	橋脚	5.6m + 1.0m	28-31
12	左岸	新神宮通海岸線下流	橋脚	7.0m + 1.2m	22-24
13	左岸	新神宮通海岸線下流	橋脚	7.0m + 1.0m	25-26
14	左岸	新神宮通海岸線下流	アンダーパス	8.4m + 2.0m	27-40
15	左岸	新神宮通海岸線下流	橋脚	8.4m + 2.0m	41-42
16	左岸	新神宮通海岸線下流	橋脚	8.4m	43-46
17	左岸	新神宮通海岸線下流	橋脚・橋脚	8.4m + 2.0m	47-50
18	左岸	新神宮通海岸線下流	橋脚	8.4m + 1.4m	51-52
19	左岸	新神宮通海岸線下流	橋脚	8.4m + 1.7m	53-54
20	左岸	新神宮通海岸線下流	橋脚	10.0m + 1.0m	55-59
21	左岸	新神宮通海岸線下流	橋脚	12.2m + 7.0m	60-61
22	左岸	新神宮通海岸線下流	橋脚	12.2m + 8.0m	62-63
23	左岸	新神宮通海岸線下流	橋脚	15.0m + 1.0m	64-65
24	左岸	新神宮通海岸線下流	橋脚	16.0m + 2.0m	66-67
25	左岸	新神宮通海岸線下流	橋脚・橋脚	16.0m + 8.0m	68-72
26	左岸	新神宮通海岸線下流	橋脚	16.0m + 2.0m	73-75
27	左岸	新神宮通海岸線下流	橋脚	16.0m + 12.0m	76-78
28	左岸	新神宮通海岸線下流	水也観測所施設	17.0m + 2.0m	79-80
29	左岸	新神宮通海岸線下流	橋脚	17.0m + 8.0m	81-82
30	左岸	新神宮通海岸線下流	橋脚	18.0m + 1.0m	83-85
31	左岸	新神宮通海岸線下流	橋脚	18.0m + 4.0m	86-88
32	左岸	新神宮通海岸線下流	橋脚	20.0m + 5.0m	1-2
33	左岸	新神宮通海岸線下流	橋脚	2.0m	3-4
34	左岸	新神宮通海岸線下流	橋脚	2.4m + 3.0m	5-10
35	左岸	新神宮通海岸線下流	橋脚	2.6m + 5.0m	11-17
36	左岸	新神宮通海岸線下流	橋脚	2.6m + 2.0m	18-19
37	左岸	新神宮通海岸線下流	橋脚	4.2m + 1.2m	20-22
38	左岸	新神宮通海岸線下流	橋脚・橋脚	4.6m + 1.0m	23-27
39	左岸	新神宮通海岸線下流	橋脚	5.6m + 5.0m	28-29

表-2 大和川河川事務所 落書きリスト1

2. 落書きの現状の把握

まず、管内の河川区域における落書きの状況を正確に把握するため、職員を3人ずつのグループに編成し、河川工作物の点検とあわせて確認を行った。その結果、橋梁を中心に看板、高水護岸、アンダーパス、水防倉庫などあらゆる場所に落書きがなされていることが判明した。（写真-2、写真-3）2012年3月（平成24年3月）現在、落書き箇所は78箇所にもものぼっている。

大和川河川事務所 落書きリスト

番号	住所	位置・場所	名称	距離	写真NO
41	石原	作基大橋	アンダーパス	2.45×1.25m	22~42
42	石原	作基大橋	橋台	2.45×1.25m	42~44
43	石原	下基野大橋	橋脚	0.81	45~48
44	石原	下基野大橋	水防倉庫	1.24×1.45m	49~50
45	石原	下基野大橋	アンダーパス	1.24×1.70m	51~56
46	石原	伊田大橋	橋台	1.24×1.70m	57~64
47	石原	第四野田大橋	橋台・橋脚	1.24×1.80m	65~68
48	石原	第四野田大橋	橋台・橋脚	1.24×1.80m	69~72
49	石原	第二野田大橋	橋台	1.24×1.70m	73~76
50	石原	第二野田大橋	橋台・橋脚	1.24×1.45m	77~81
51	石原	第四野田アンダーパス	橋脚	1.24×1.45m	82~84
52	石原	大正橋	橋台・橋脚・橋台	1.44×1.15m	85~86
53	石原	新大井橋下流	水防倉庫	1.54×1.4	86~87
54	石原	新大井橋下流	水防橋	1.54×1.45m	88~91
55	石原	新大井橋	橋台・橋脚	1.54×1.80m	92~93
56	石原	新大井橋上流	警備	1.54×1.80m	104~105
57	石原	新大井橋上流	警備	1.54×1.80m	106~107
58	石原	大和川大橋	橋脚	1.72×1.45m	108~109
59	石原	大和川大橋	橋台・橋脚・橋台	1.72×1.70m	110~123
60	石原	石川橋下流	警備	0.25×2.8m	11~12
61	石原	石川橋下流	警備	0.25×4.8m	13~14
62	石原	石川橋下流	水防倉庫	0.25×1.25m	15~17

表-3 大和川河川事務所 落書きリスト2

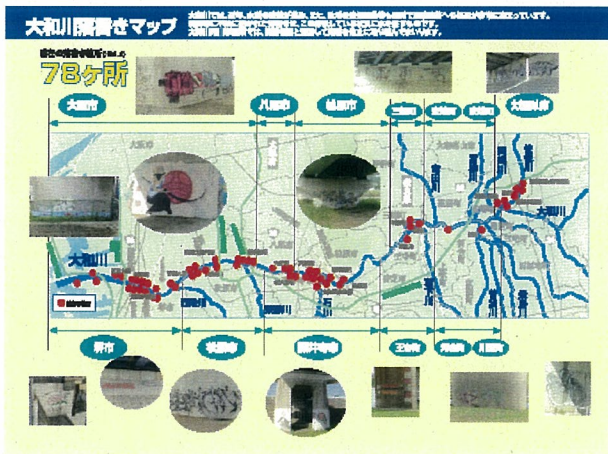


図-1 大和川落書きマップ

3. 関係者との問題意識の共有

流域自治体、警察、橋梁・公園等の占有者と問題意識を共有し、連携して取り組んでいくため、協議を行った。

なお、流域自治体、警察については、あわせて協力依頼文書の発出も行った。

自治体等との協議では、「大和川河川事務所落書きリスト」、「大和川落書きマップ」を用いて情報の共有化を行い、今後の取組内容として次の5点について説明を行った。

- ① 関係者間で問題意識を共有する。
- ② 悪質なものについては監督処分、摘発等も視野に入れた対応を連携して行っていくこと。
- ③ 記者発表やイベント時の広報を利用し、公共施設への落書きが犯罪であることを周知していくこと。
- ④ 橋梁等の占有物件については占有者に是正措置

を講じるよう依頼すること。

⑤ 河川管理者として監視を強化していくこと。

打ち合わせの際に行った意見の交換の内容を以下に記す。

A 警察本部

繰り返し落書きがされるような箇所については、監視カメラの設置や、重点的なパトロールを行うなどの協力ができる。

B 警察本部

落書きへの取組について、所轄含め、関係各所に情報提供しておく。今後、お互いに情報交換し、連携して取り組んで行ければよいと考える。

A 市

河川区域に限らず、道路や公園など落書きはたくさんある。落書きに関する条例はあるが、犯人を特定するのが難しいこともあり、実際に指導等を行ったことはない。

まもなく、ひたくり防止用の監視カメラの設置をするが、その箇所が悪質な落書き箇所でもあるので、その場所での落書きは無くなると思う。

小学生や幼稚園児に絵を描いてもらえば、その上からは落書きできないのでは。

B 市

イベントの際に落書きを消すのは、抑止力の点から効果的であると考えている。例えば、毎年3月に行う「大和川・石川クリーン作戦」とタイアップできれば、市でも広報できるし、パフォーマンス的にもいいのではないか。

C 市

普段から大和川河川事務所とは深く関係しており、落書きを含め様々な面で連携することにより、親しみを持てる河川環境にしていきたい。

D 市

過去に地下道の落書きが酷く、落書き防止の塗料を塗布したことがあり、その箇所については、落書きがかなり減った。連携して取り組みたい。

E 市（公園部局）

公園内の物件に対する落書きについては、治安上の問題もあり、こちらも懸案としてとらえている。地元の住民と協力して落書きを消すことはできると思う。

F市（建設部局）

橋脚への落書きについては1年に1回消しているが、防止対策がとれていないため、繰り返し落書きされている状況である。橋脚には使われていないが、他では落書き防止の塗料を使っている箇所もある。悪質なものについて警察に被害届を提出したこともある。連携して取り組むことには賛成である。

占用者A

橋脚をフェンスで囲っているところでも、落書きされており、苦慮している。連携して取り組むことに異存はない。工事中の橋梁もあり、橋脚も増えるので、これからも気をつけて巡視していきたい。一緒に足並みを揃えてやっていきたい。

占用者B

河川内だけでなく、いたるところに落書きされており、問題意識は持っているが、道路管理者だけで対応するのは難しいので、連携して取組ことに異存はない。監視カメラや落書き防止の看板を立てることが有効かもしれない。

関係者との打ち合わせの結果、一様に落書きへの対応に苦慮していることがわかった。また、関係機関が連携して取り組んでいくことにも、異存がないことを確認できた。時機を逸することなく対応することが重要であるといえる。

4. 今後の取組について

今後、関係機関、地元等と連携した取組として、「河川愛護月間」や「道路ふれあい月間」等のイベントとタイアップし、地元住民やボランティア団体と協力し、参加者に落書きを消していただくなどの活動を行いたい。マスコミへの発信も積極的に行い、落書きへの取組を定着させていくことをまず第一とする。タイアップの可能性があるイベントを以下に記す。

大阪 大和川・石川クリーン作戦（3月）
大和川河口クリーン作戦（6月）
大和川クリーンデー（7月）
水辺の楽校（7月）

奈良 大和川一斉清掃（7月）
大和川クリーンデー（7月）
奈良県山の日・川の日 川の清掃デー（7月）



写真-5 大和川・石川クリーン作戦 清掃風景

4. まとめ

今後は日々行っている河川巡視、河川愛護モニターを継続的に活用し、随時、落書きの現状把握を行うとともに、落書きマップの更新を行い、マスコミへの発信も含めた広報に努める。

また、各種イベントとタイアップした取組を通じて、事後の対処だけではなく、落書きをされない河川環境を作ることが目的であり、取組の効果の検証として、落書きのみならず、不法投棄や迷惑行為の状況等、河川環境に改善が見られるか否かを、数量的に把握していく必要がある。

いずれにしても、取組を単発で終わらせずに継続することが重要になる。そのためには、関係機関、地元住民と協同して取り組む必要があり、より連携を図り、問題意識を共有化するため、河川管理者として中心的な役割を果たしていく。

前納 智幸（旧所属：近畿地方整備局大和川河川事務所占有調整課）